

建設工事における現場代理人の雇用関係について

令和3年2月1日

神栖市契約管財課

従来、神栖市では、現場代理人の身分について、建設業法上の制限を受けるものではないことから、詳細な要件を定めておりませんでした。現場代理人は、契約約款第10条第2項の規定に基づき、一部の重要な行為を除き、契約に基づく請負者の一切の権限を行使できる重大な権限を持っていることから、より適正な施工体制の確保を図るため、今後は、現場代理人についても技術者と同様に請負人との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めることとします。

具体的な雇用関係の確認方法等は、下記のとおりとします。

記

1 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法

一般競争入札については事後審査時（指名競争や随意契約については契約時）に、次のいずれかの書類の写しを提出してください。

- ① 健康保険被保険者証
- ② 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書
- ③ 健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- ④ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書

2 直接的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利公正）が存在することを指します。

従って、在籍出向者や派遣社員については、直接的な雇用関係があるとはいえません。

3 恒常的な雇用関係の考え方

恒常的な雇用関係とは、一定期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々、一定時間以上職務に従事することが担保されていることを指します。

このため、神栖市発注の一般競争入札については競争参加資格申請のあった日（指名競争入札については入札執行日、随意契約については見積書の提出日）において、当該建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があるものとします。

4 適用開始日

令和3年2月1日以降に発注する建設工事から適用します。

以上